

◎議 事 日 程（第5号）

平成28年12月22日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第53号 愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第54号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第55号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第59号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第60号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第61号 愛西市中心図書館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第62号 東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第63号 西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第64号 諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第65号 平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第66号 平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第67号 平成28年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第68号 平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第69号 平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について
- 日程第20 請願第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について
- 日程第21 請願第3号 年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願について
- 日程第22 請願第4号 年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願について
- 日程第23 請願第5号 後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願について

日程第24 請 願 第 6 号 後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に
求める請願について

日程第25 意見書案第8号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について

日程第26 意見書案第9号 保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書について

日程第27 意見書案第10号 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書について

日程第28 意見書案第11号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書につい
て

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聡明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	村津友章君
総務部長	佐藤信男君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	石黒貞明君
市民協働部長	猪飼明君	上下水道部長	横井一夫君
消防長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤辰明君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐藤敏彦
書記 服部芳樹

議事課長 加納敏夫
書記 服部陽介

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として意見書案第8号、意見書案第9号、意見書案第10号並びに意見書案第11号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務協働委員長、報告をお願いいたします。

○総務協働委員長（大宮吉満君）

それでは、総務協働委員会の結果を報告いたします。

総務協働委員会は、12月14日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、主な質疑で、交付金の対象は選挙用自動車と拡声器どちらかの質問では、選挙用自動車本体のみが交付金の対象ですという答弁でありました。また、愛西市における選挙運動の公費負担に関する条例の改正はこれまであったかの質問では、愛西市として改正は今回が初めてでありますという答弁でありました。

採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第55号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、質疑の中で、任期付職員の任期の延長については経験者として優遇されるのかの質問では、期間を

限定して採用することが公務の能率的運営を確保するために必要である任期付職員であるが、延長の再試験に際して優遇されることはないという答弁でございました。

採決の結果、議案第55号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、質疑の中で、特別職報酬等審議会の開催のあり方として、議員の期末手当については報酬審議会にかけないこと及び同審議会を毎年定期開催しないのはなぜかの質問では、現在の愛西市の特別職報酬等審議会において諮問できるのは特別職の給料及び議員報酬であり、期末手当について諮問するのであれば条例改正が必要です。審議会の開催は諮問すべき必要に応じて開催していますという答弁でありました。

採決の結果、議案第56号は賛成少数で否決されました。

議案第57号：愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、質疑の中で、特別職報酬等審議会の答申を受けての上程に際してどのような政治判断がなされたのかの質問では、特別職報酬等審議会の答申を重く受けとめた上で今回の条例改正を上程させていただいていますという答弁でありました。

採決の結果、議案第57号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第58号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正については、質疑の中で、行政職給料表において上限が1,600円、下限が400円という差があるが、議案第55号と同様の意味合いなのかの質問では、御推察のとおり若い年代ほど民間格差が大きいということでの金額ですという答弁でありました。

採決の結果、議案第58号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第59号：愛西市税条例の一部改正については、質疑の中で、日本と台湾の間での所得に対する租税に関する取り決めが締結されたものだが、日本と台湾以外でもあるのかの質問では、既に租税条約を締結している国などがありますという答弁でした。

採決の結果、議案第59号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、財政調整基金積立金及び減債基金積立金の積み立ての根拠はの質問では、財政調整基金積立金については知財法7条に基づく平成27年度決算実質収支の2分の1の相当額です。減債基金積立金については今後ふえるだろう公債費を考慮したものですという答弁でありました。また、財政調整基金総額の市民1人当たりの額は幾らかの質問では、市民1人当たりの額は平成27年度決算時で10万9,400円ですという答弁でありました。

採決の結果、議案第65号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情等について審議いたしました。

陳情第12号：地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等について（依頼）を議題とし、委員による意見交換の後、採決の結果、陳情第12号は賛成多数で採択されました。

後ほど賛成されました議員からこの意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者あり]

吉川三津子議員。

○2番（吉川三津子君）

1点、お伺いをいたしたいと思います。

まず議会議員の期末手当に関して、最大会派の2名の方と第2会派の1名の方が反対されたと、傍聴に行かなかったのでお聞きをしたわけなんですけれども、一般会計の補正の中でやはり議員の期末手当の部分も補正に入ってきているわけですが、その点についての判断というか、当然そちらも反対であればこちらも反対になるのかなと思うんですが、そういったところの判断はどうされたのでしょうか。

○総務協働委員長（大宮吉満君）

重々私も承知した上で、その後論議もなく採決をしたわけですが、そこらも含めて、きょう本会議の委員会では寂しく感じたわけですが、一般会計の中にも加わっておる予算の中で、ううんと首をかしげました。現実もう少し議論がなされてもよかったかなと思うんですが、採決に至っては考慮されてどうされるのか、きょうは期待をしております。

○2番（吉川三津子君）

委員会の中では否決されたのですが、修正案というかそういった議論も一切なく過ぎたという判断でよろしいでしょうか。

○総務協働委員長（大宮吉満君）

実はございませんでした。

○議長（大島一郎君）

他にありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、福祉消防委員長、報告をお願いいたします。

○福祉消防委員長（真野和久君）

それでは、福祉消防委員会の結果を報告いたします。

福祉消防委員会は、12月15日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託に受けま

した部分につきましては、主な質疑で、障害者総合支援給付費に係る利用者がふえているのは対象者か、それとも利用回数かとの質問では、生活介護、共同生活援助及び就労継続支援ともに利用者がふえていますという答弁でした。また、保育対策等促進事業補助金返還金に関しての今後の対応策はの質問では、複数の担当にて念入りなチェックをすることにより再発防止に努めたいという答弁でした。また、子供医療費に係る調剤費が高くなっているが、ジェネリックの利用率は大人と子供ではどうかの質問では、子供に比べて大人のほうがかなり調剤費は高額ですという答弁でした。

採決の結果、議案第65号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第66号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第67号：平成28年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑の中で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、総合事業の中の現行事業等も対象になるのかの質問では、施設サービスに限らず、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、通所介護などの介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所が対象なので、対象になると考えていますという答弁でした。

採決の結果、議案第67号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願書について及び請願第2号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願書については、同一内容、同一趣旨でありましたので、一括審査といたしました。質疑の後、反対討論のほか賛成討論として、高齢者になって金銭管理しづらくなる中で、年金の毎月の支給は意味があるという御意見もありましたが、採決の結果、請願第1号は賛成少数で不採択と決しました。請願第2号は請願第1号と同一趣旨にありますので、みなし不採択といたしました。

次に、請願第3号：年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願書について及び請願第4号：年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願書については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括審査といたしました。質疑の後、反対討論のほか賛成討論として、年金の運用は安定的な年金運用であるべきで、国民が安心して年金をかけ続けられるようにする必要があるという御意見もありましたが、採決の結果、請願第3号は賛成少数で不採択と決しました。請願第4号は請願第3号と同一趣旨でありますので、みなし不採択といたしました。

次に、請願第5号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願書について及び請願第6号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願書については、同一内容、同一趣旨でありましたので、一括審査といたしました。質疑の後、反対討論として、後期高齢者の保険料軽減の特例を恒久的なものとしてしまうのは現時点で好ましくないのではこの請願に反対ですという御意見の後、賛成討論もありましたが、採決の結果、請願第5号は賛成少数で不採択と決しました。請願第6号は請願第5号と同一趣

旨でありますので、みなし不採択といたしました。

次に、当委員会に送付されました陳情について審議いたしました。

まず陳情第8号：国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とし、委員による意見交換の後、採決の結果、陳情第8号は全員賛成で採択されました。後ほど委員会としてこの意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、陳情第9号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について、3つの意見書案を審査いたしました。

まず介護保険制度の改善を求める意見書案については、委員による意見交換の後、採決は賛成少数で不採択とされました。

次に、後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書案についても、委員による意見交換の後、採決で、賛成少数で不採択とされました。

次に、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書案については、委員による意見交換の後、子供の医療費無料化制度を18歳年度末まで現物給付で実施するという項目及び関連字句を削除した内容に修正した上で、全員賛成で採択とされました。これについても後ほど委員会として意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、陳情第10号：地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情書を議題とし、委員による意見交換の後、採決の結果、陳情第10号は全員賛成で採択されました。これも後ほど委員会としてこの意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

最後に、建設文教委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設文教委員長（鷲野聰明君）

建設文教委員会の結果を報告いたします。

建設文教委員会は、12月16日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第53号：愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、主な質疑で、農業委員と農地利用最適化推進委員のそれぞれの役割と違いはの質問では、農業委員の仕事は今までとは変わりません。農地利用最適化推進委員は農業委員会の業務の中の農地の現場にかかわる業務を担ってもらいますという答弁でした。また、農業委員15人と農地利用最適化推進委員30人の選出地区分けはどうなるのかの質問では、農業委員については地区分けできないことになっています。一方、農地利用最適化推進委員は地区



を定めて募集しなければならないので、選出の地区分けとしてこれまでの選挙区での数を利用して募集しますという答弁でした。また、新たに変わった農業委員の資格要件は何かの質問では、応募された方の中から選任する方式なので、犯罪や破産宣告などの欠格事由はありますが、以前のような耕作面積、耕作日数などの要件はなく、また年齢要件や住所要件もありませんという答弁でした。

反対討論及び賛成討論の後、採決の結果、議案第53号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定については、主な質疑で、中央図書館の指定管理者となるNPO法人まちづくり津島とはどんな団体なのかの質問では、平成16年設立で平成19年から津島市の図書館の指定管理を受けている津島市内の団体ですという答弁でありました。また、募集において管理基準を拡大した部分はあるのかの質問では、管理基準を超えて提案されたのは、貸し出し用の袋、バスケットカート、車椅子などですという答弁でした。

反対討論及び賛成討論の後、採決の結果、議案第61号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてと、議案第63号：西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について及び議案第64号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定については、一括質疑で行い、質疑の中で、この3地区の地域し尿処理施設の指定管理の経緯はの質問では、平成18年9月からの指定管理の継続ですという答弁でした。

一括討論での討論はなく、個別採決とした採決の結果、議案第62号、議案第63号及び議案第64号は、それぞれ全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑で、企業誘致に係る緑地帯を10メートルから30メートルに変更する根拠と経緯はの質問では、緩衝緑地帯は最低10メートルだが、30メートルは販売の採算制も考慮の上で憂慮した距離であり、地域住民の方々からの騒音や振動等の心配の声をもとに企業庁にて計画の見直しが示されましたという答弁でした。また、測量設計委託料に係る交差点改良は必要なのかの質問では、工業団地に立地可能な製造業及び物流に係る大型車両が入るのに、交通安全対策上でも必要であるという答弁でした。

反対討論及び賛成討論の後、採決の結果、議案第65号のうち当委員会に付託を受けました部分については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号：平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号：平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑はなく、反対討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第53号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・議案第53号：愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第53号：愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、討論を行います。

これまで、農業委員会は農民の議会と言われてきました。しかし、今回の改正は農地の番人である農業委員会制度を骨抜きにすることになります。公選制を廃止し、市町村長の任命制に変えれば恣意的な選任になりかねません。農業委員の定数の半減、農地の大規模化を進める農地利用最適化推進委員を新設した上で、目的規定から農民の地位の向上に寄与する、業務から農業、農民に関する意見の公表、建議を削除することは、農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化、流動化のみを行う行政の下請機関に変質させるものです。農業委員会は単なる机上の委員会となり、活動は推進委員会の役割になる。農業委員が形骸化し、地域と地権者に信頼されなくなる。今後は農地利用の最適化だけをやっていけばいいという農業委員会になる。

このようなおそれがあるため議案第53号には反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

今回の議案第53号：愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、賛成の立場から討論を申し上げさせていただきます。

この条例は、農業委員会等に関する法律改正により、農業委員の選任方法が公選制から市長による任命制への移行、農地利用最適化推進委員を推選することで農地の有効利用を促進し、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、新規参入への促進を進めること

ができる、その条例に賛成討論とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第53号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第54号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第3・議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

条例によって公費負担の上限が定められております。この条例は、今回自治体によっては、議会のほうに議運等で協議され上程されていなかったり、消費税を勘案した条例改正等に取り組まなかったり、いろいろな問題があると思っております。しかし、この上限額というのは実勢価格とかけ離れております。

今回、前回の愛西市議会議員の選挙について調べてみました。車の借り入れは上限額が10万7,100円ですが、この上限額を全額支払っているのは25名の候補者のうち7名でした。先ほどの委員会での質疑の中でも、拡声器を含めるかどうかといった質問が出るほど、この中身というものが周知されていないのだなというふうに感じております。また、ポスター代においては上限額が36万6,282円で、見直しを行った先進自治体に比べると高い上限額になっております。

せんだっての市議会議員の選挙において、35万円以上を使った人が候補者が1名、30万から35万が7名、25万から30万が10名となっております。3割を超す人が先進地の限度額を超えて請求しておりますが、一方、10万円未満は2人、10万から15万が1人、15万から20万が2人となっております。

こうした現実に対していろんな証言があります。いろいろ御紹介をさせていただきますが、岐阜県のA市では、印刷業者が公費負担の範囲内で全部やりますよと言ったという証言。三重県のB市では、印刷業者が公費負担で全部やりますよと書いたチラシを候補者に渡した事例。

また、ある印刷屋は後援会のリーフレットも含めて公費でやりますよと言った、そういった情報が届いております。業者の言いなりになっているのが現状ではないでしょうか。

選挙公営の改革について成果を上げた某市議会で活躍された議員によりますと、選挙公営は印刷屋も議員もほくほくですわねという印刷業者からの言葉がきっかけで、この公費の改革に取り組んだということでございます。公費だからと価格交渉もされず、うまく対象外の費用まで織り込まれる可能性がこうした先進地の事例から見えてきました。

また、改正前のガソリン代は1日の上限額が7,350円です。1日7,350円はガソリンのリッター当たり単価120円で計算すると、61リッター分になります。燃費リッター8キロの車で走ると約500キロも走ることができて、名古屋から東京までが350キロですので、福島原発よりももっと先まで行くことができるような費用になっています。改正すればもっと長い距離になりますが、せんだっての市議会議員の選挙の中でも、一番多い人で1日3,500円程度になっております。

こうした現状から、本当にこの改正が必要なのでしょうか。また、ポスター代の上限は、今は印刷屋もパソコンやデジカメを使っており、安価にポスターが制作できる時代です。この条例の金額は、デザイン、印刷は印刷屋に任せるほかないという時代の遺物であり、先ほど事例を申し上げましたが、印刷屋の言い値になったり、該当しないものまで含めて申請される事例が多いのが現実であります。

よって、条例の上限価格を適正なものとするべきであり、消費税アップ分を値上げするのは認められません。公費の使い方を透明化するための説明責任の果たせる内訳書を提出するように改正すべきです。

以上のことから、現状評価をしないままの値上げに対しては賛成できませんので、反対いたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第54号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第55号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・議案第55号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第55号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第56号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、16番・八木一議員、どうぞ。

○16番（八木一君）

それでは、議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

独自の人事委員会を持たない愛西市において、国の人事院勧告は重く受けとめるべきと私は考えます。国の指定職俸給表の適用を受ける職員に準ずる議員の期末手当について、県内他市の状況を見ても、大多数は人事院勧告に沿った改正をいたしております。

期末手当について特別職報酬等審議会の諮問案件に含めるべきとの意見もございしますが、それについては今後議論をしていく問題であり、現時点において判断資料とすべきは人事院勧告であると思います。

また、愛西市の財政状況や諸施策による市民負担増を考え、反対するという意見もございしますが、議員としての職務を精励することで市民の御理解をいただくべきが肝要と考えます。

私は、議員としての職責を深く自覚した上で、人事院勧告を尊重した本条例の一部改正に賛成をいたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

それでは、私のほうも賛成の立場でまずはお話をさせていただきます。

議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてですが、本来、報酬については、報酬審議会での報酬引き上げの答申を議会が先送りをするにより議案提出をされなかったことや、56号での手当の引き上げは人事院の答申を受けるか受けないか、総務協働委員会の日も私自身結論を出せず、委員長にお願いをし、結論を保留させていただき、再度、会派で人事課の方々を交え人事院の説明をお聞きし、なぜを追

求いたしてまいりました。

その結果、三役の方々が決断をされたのと同様、報酬審議会の答申を受け入れし、実施日の29年4月1日ではなく30年4月1日での変更案を出すべきものと結論を出ささせていただき、期末手当については、我々は非常勤ではないが、人事院の答申、今回答申ではなく勧告であることを鑑み、今まで議員のみならず議員がみずから決めていなかったことを含め、総合的見地の中で賛成と結論をつけました。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に反対討論の発言を許可します。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○2番（吉川三津子君）**

それでは、議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

人事院勧告に国も従わなかったことがあります。そもそも国家公務員給与と民間格差に対する勧告であって、地方自治体の特別職や議員が人事院勧告に従わなければならないというものではないことは、今回、市からの答弁でも明らかであり、期末手当の値上げに関しては特別職及び議員においては反対の立場であります。

また、特に議員の期末手当算出においては、市長判断で加算があり、今回も1.2の加算率が掛けられた額が支給されます。そもそも二元代表制の中で、市長のお手盛りの仕組みのある期末手当の仕組みそのものに問題があると常々思っております。

また、常勤ではない議員期末手当を人事院勧告に基づいて値上げをすることも問題であります。2014年12月議会のときにも、この期末手当値上げが審議され、そのとき私は、アベノミクスと言いながら一般市民は景気回復の恩恵は受けていない、食品に関してはみそが1キロから750グラムになったり、スライスチーズが薄くなって枚数が減るといった、内容量が減らされて実質的には大きく物価が値上がりをして、家計を圧迫していると感じて、市長及び議員の期末手当アップを反対いたしました。

今の気持ちはそのときよりさらに強く、市民は国保税や介護保険税値上げ、医療費の負担アップ、さまざまな負担アップです。一方、政治家は期末手当値上げで収入アップです。負担アップと収入アップ、こうしたことが、市民の生活がこのようなとき市民はこうした値上げを認めてくれるのかと考えたとき、それは到底ないことであると考えますので、今回の議員の期末手当値上げには反対といたします。

**○議長（大島一郎君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

について、反対討論を行います。

特別職である市長など三役や非常勤の議員に対する給与や報酬は、一般職員とは異なり、基本的に市民が決めるものであります。現行の制度では、特別職報酬等審議会の答申を受けて議会の中で議決されるものとなっておりますが、議員報酬と同じように、期末手当に関しても人事院勧告に沿って自動的に決めるものではなく、報酬等審議会による議論を踏まえて提案されるべきと考えます。

また、特に今回の議案に関しては、市民感情からいっても到底受け入れられません。保育料や水道料金、また施設使用料の値上げなど市の財政が苦しいという理由の中で、市民への負担を行っている中でさらなる報酬まで引き上げは、とても市民の理解は得られないものと考えます。

以上の点から、今回の本議案には反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第57号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・議案第57号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第57号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について討論を行います。

今回、報酬審議会の答申が出たからと言ってそのまま提案するのではなく、市長としての政治判断を行って、提案の是非を決めるべきであると考えます。議会では、毎年住民負担をお願いしている状況であり、報酬の引き上げは見送るべきであるとの判断をいたしました。市民目線、市民感情を考えれば市長も同じであります。

この議案は提案すべきではなかったと考えますので、反対であります。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

○6番（高松幸雄君）

議案第57号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

まず期末手当の改正についてでございますが、平成28年8月8日に出された人事院の国会及び内閣に対する給料改正に関する勧告に基づいて改正するものです。そもそも人事院勧告に法的な拘束力はありませんが、国の給与法において、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については十分に尊重するものとする定められております。市長、副市長、教育長については、国の指定職俸給表の適用を受ける職員に準じており、国・県並びに県内他市の状況を見ても、人事院勧告を重く受けとめ、尊重した対応がとられております。

次に、給料月額の設定についてでございますが、合併後平成23年度に開催されて以来、開催を求めておりました特別職報酬等審議会の答申を鑑み改正するものであります。特別職の報酬等の額の決定については、昭和39年5月28日、自治事務次官通知により第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期する必要があるとして、特別職報酬等審議会の設置が義務づけられました。そして、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くことを義務づけております。これについて、私は人事院勧告と同様に、特別職報酬等審議会の答申は非常に重く尊重するべきと考えます。

前回の審議会において、平成24年7月10日に出された答申では、愛西市の一般職の職員の給料改定状況、県内他市の特別職の給料月額状況等を総合的に判断し、市長、副市長、教育長についてマイナス0.65%の減額が適当であるとの判断がされて、それに基づき金額の条例改正がされております。議員につきましても、県内他市の状況、政務活動費がないこと、定数削減を鑑み、据え置きという答申が出されております。

今回の審議会において、現在の愛西市の財政状況を踏まえた上で、一般職の給与改定の状況や県内他市の状況を見て、プラス0.8%増額が適当という答申が出されました。審議会の議事録を見ると、各委員からさまざまな意見が出され、慎重に検討をされたことがうかがえます。

また、答申の附帯意見では、特別職に対する職責、役割の重要性から、職務精励を強く望むと記されております。私たち議員に対しましても、責務の重要性や政務活動費のあり方についての議論の必要性を希望する旨記されております。いずれも貴重な意見として重く受けとめるべきだと思います。

以上の理由により、今回の条例の一部改正につきましては、人事院勧告、特別職報酬等審議会答申、それぞれを重く受けとめるべきとし、賛成討論といたします。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第57号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第58号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第7・議案第58号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第58号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

まず、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に準拠し、平均2%増の改定を行う内容であるのがこの改正案であります。国家公務員と同じ改定内容では、今、愛西市で懸案となっているラスパイレス指数は変わらない状況であります。積み増すことが必要ではないかということを求めるものであります。この間、懸案となっている給料表の改定は一向に進んでおりません。議案質疑では、給料表の改定については試算をしていないという答弁でしたが、委員会では26年に試算を行ったという答弁もありました。そういう状況の中で、給料表を早期に改定をすることが今必要ではないかと考えます。

また、ラスパイレス指数は、愛西市は90.6%であり、類似団体平均は97.9%、全国の市の平均は98.7%であります。また、近隣市では、弥富市では97.5%、津島市では95%、あま市では93.5%、飛島村では94.8%、大治町では92%、蟹江町で90.5%であり、海部津島地域では最下位ではありませんが、最低となっておるのが現状であります。合併して10年が経過し、この問題にも早期に取り組むことが必要ではないかと考えます。

全国的には泉佐野市というところがありまして、早期健全化の基準を超えて財政健全化団体となつてから給与を減額したということがあります。一定のめどがついたからといって給与カット率を縮小したということですが、その泉佐野市のラスパイレス指数は92.7%であります。給料表は愛西市と同じ7級制であります。そういう中で92.7%のラスパイレス指数であるという事実があります。

愛西市の職員の給料は、給料が今のままで優秀な人材の確保に影響が出ていないか、職員のモチベーションは失われていないか、残業が増加していないかなど、さまざまな問題をまだまだはらんでいるものだと思います。

早期にラスパイレス指数の改善ということに取り組むことを求めて、賛成討論といたします。  
以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時10分からといたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、暫時休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第59号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第8・議案第59号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第60号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

他に御意見もないようです。これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第61号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

では、議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。そもそも私は図書館は直営で行うべきという考えですので、そのもと、反対討論をさせていただきます。

委員会の今回の答弁の中から、人件費の削減は1,000万円から1,500万円との答弁がありました。しかし一方、選書の作業や他の部署と図書館との連携など、教育部局での新たな人材が必要であることも明らかになりました。また、津島市の図書館の課題として、図書館利用者がふえていないということでもありました。市は、利用者増とコスト削減を目的に指定管理者制度を導入すると説明してきましたが、その目的が果たせる可能性は低いのではないのでしょうか。

全国的に図書館の課題はあるわけですが、言われている問題としては、本のことを知らない人が図書館長をやっていること、それから図書館の役割を市行政が正確に理解していないことにあるそうです。今回も議会でのやりとりを聞いていて思ったことは、図書館の目的は読書を趣味とする人をふやすことなんだろうかということです。私は、知りたい情報を素早く見つけ出すことができ、人生に役立てていく、それが図書館の役割ではないかと思っています。

そもそも本は文字が読める特権階級、宗教関係のものでした。その後、商業をする人にも農業をする人にも知識が必要、民衆を支配するには知識だ、戦争に勝つにも兵士には知識が必要だと、さまざまな理由はありましたが、本を読むということが広がってまいりました。現在においては、知る権利、基本的人権として、生きていくために学習権を保障する役割として図書館があり、図書館は図書館法17条で無料の原則がうたわれておりますように、貧乏な方もお金持ちの方も、誰もが情報にアクセスできることが図書館の象徴となりました。

また、インターネットの普及により図書館の利用が減っていると答弁がありましたが、それは図書館の大切さ、そして本による正確な情報が得られることが、市民や子供たちに十分に伝わっていないからだと思っています。インターネット検索では、みんながいつも同じ情報しか得られない不十分な情報であります。データベース情報を発信している会社が、全ての情報

を無償で提供しているのでは、データベース会社は成立しません。大切な情報はお金をかさなければ買えないのです。つまり、インターネットの情報は表面的な情報のみで、大切な情報は得られないということ、そこをしっかりと子供たちに教育の場で伝えていくべきだと思っております。こうした今のインターネット情報の中にも、やはりお金持ちしか情報が得られないという差別、格差の問題があると思っております。

そうしたことから、図書館は全ての人に無料で情報と場所を提供するのが原則です。指定管理になると、法で定められた図書館の無料の原則が破られ、会議室が有料になったりすることはとんでもないことであります。また、社会や生活に困難が生じたとき、それに対応する書籍を置くのが図書館の役割ですが、図書館業務から離れた職員が選書するということで、ニーズに合った、そして今の社会に合った選書ができるのでしょうか。多分差しさわりのない書籍が並べられる可能性が最大の問題になってくると考えております。

さらに、本会議でも申し上げましたが、ビジネス支援の図書館の事例も私は本会議の中で紹介をいたしました。ほかにも法律制度を提供する事例、福祉機関との連携の事例、行政情報を発信する事例など、全国でさまざまな図書館特有の機能を発揮してその成果を上げております。指定管理者にすればこうしたこともなかなか取り組みができなくなっていくのではないかと考えております。

よって、コスト面からのメリットがない、そして図書館は社会がどう変わろうが左右されず、市民の知る権利を守る重要な施設であること、読書をする人をふやすだけが目的ではなく、市の他部署との連携したまちづくりの拠点となり得る重要な施設であることから、私は図書館は直営で行い、同館運営のノウハウは行政で持ち続けるべきと考えますので、この議案には反対といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

まず基本的な問題として、市立図書館いわゆる公設の図書館は、市と市民の文化や教養を深め、また歴史など郷土への理解を深める役割を担っております。そういう点でも、市民の財産であり、市が方針を持って、責任を持って運営すべきで、指定管理にはなじみません。

今回、指定管理の中の理由として経費の面と、また利用者や貸し出し増についての課題が言われていましたが、経費面についても、確かに開館時間の拡大などをして経費は変わらないという話であります。実際にはそれ以外の図書の選定などの業務等が市の職員が担っていかなくやならないものもあり、実質的に大きな経費削減にはつながらないと思いません。

また、むしろそうであるならば、そこらはしっかりと市が直営でやって、市の職員をふやしていくべきではないでしょうか。利用者や貸し出し増についても、これまでの指定管理業者の対応では決定的な方策はなく、やはり全国的にも市に直営、公設でしっかりと努力をしている

ところもありますので、そうした努力を見習いながら、学びながら、市が責任を持って運営すべきではないでしょうか。

市立図書館などのいわゆる社会教育施設は、やはりしっかりと市が責任を持って運営すべきだという考え方のもとに、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

○6番（高松幸雄君）

議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について、賛成の立場から意見をいたします。

愛西市中央図書館は、合併当初13万人の来館者がいましたが、現在では図書離れが進み、9万人まで減少いたしました。これまでできなかったことを指定管理に移行することに期待をしています。指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられました。

図書館の指定管理者制度適用は、住民サービスの質の向上を図っていくことを民間事業者の創意工夫を生かすことで、多様化する市民のニーズにより包括的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などがされることを期待する制度であると思います。このことで、開館時間の延長や開館日数の増加が行われ、図書館の運営経費が節減される効果もあります。

また、今回制定された特定非営利活動法人まちづくり津島は、選定審査項目でも高い評価を得ています。図書館利用促進のための取り組みは創意工夫されていること、指定管理の実績があること、今まで市が行ってきた運営方針は引き継がれることなどを理由により、指定管理者としてふさわしいと判断し、賛成討論といたします。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第61号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第62号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第11・議案第62号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第62号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第63号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第12・議案第63号：西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第63号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第64号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第13・議案第64号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第65号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第14・議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

では、議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論をいたします。

反対の大きな理由は、議員及び市長らの期末手当のアップの補正額が含まれていることであります。

また、企業誘致の心臓部である南河田交差点の隅切り部分の土地の買収ができない問題が今回明らかになりました。私としてはここまで進んでしまった事業ですので、何らかの方法で進めていかねばならない気持ちはありますが、心臓部分を押さえずして、そして工業団地内に住む住民の方々との丁寧なやりとりをおろそかにし、市長が一番の公約にしている企業誘致を進めたことは、余りにも軽率であり、今後多大なる損失を与える可能性があるのではないかと考えております。二度とあってはならない、重要だと考えております。

今回、代替案が出されたわけですが、安全上の問題、車の渋滞の問題、さまざまな問題が浮上してまいりますので、そうしたことへの対応と、市として今後土地の買収の仕方などを再検証し、改善を求め、反対討論といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、反対討論を行います。

本議案については、以下の予算に問題があると考えて反対いたします。

まず第1点目は、議員及び市長など三役の期末手当の引き上げ分が予算計上されている点であります。それについての反対については、先ほども討論をしたとおりです。

第2点目は、企業誘致用地の開発に関して、大型車両左折用地の買収が困難との理由で右折した迂回路を設置するのは、費用の点でも、また地域の交通安全を考えても大きな問題だと思っております。到底、調査費などを認めることはできません。また、地域住民の要望により緑地帯を広げることがありませんが、設計変更に伴う水路整備などの負担はやはり県に求めるべきではないでしょうか。この企業誘致用地の問題に関しては、大型トレーラーなど無理に入ら

れるようにするのではなくて、その点を含めたことも改善をしていくべきではないかと考えています。

また、社会保障・税番号制度システムの整備補助金についても、このシステムそのものに反対をしていることから認められません。

以上の点から、この補正予算について反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

○6番（高松幸雄君）

議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算について、賛成の立場から発言いたします。

愛西市を取り巻く状況は、少子・高齢化、人口減少が進行し、支える側の生産年齢人口が減少し、支えられる側が増加しており、自主財源が乏しく、歳入を地方交付税などに依存、財源に頼っている状況にあります。国において地方交付税改革が進められ、その規模の縮小が図られており、今後さらに財政の厳しさを増すことが予想されております。また、合併によるメリットだった合併算定がえが終了し、今年度からは地方交付税の段階的な縮小期間にも入ることから、今後の歳入に対する対策が急務になっています。この状況を打開し、愛西市が持続可能な市であり続けるために現状を十分に把握し、将来を見据えた計画づくりが必要となってまいります。

これからさらに厳しい財源となる中、議案第65号の平成28年度愛西市一般会計補正予算は、市長が推進してきた健康寿命の延伸に取り組む一環として、愛西市の死因第1位であるがんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診の受診率向上を積極的に推進した結果、昨年度に続き、受診者の増加によるがん検診委託料が計上されております。

また、若い母親の働きやすい環境づくりを推進した結果、児童措置費で途中入所児童の増加等により施設型給付費も昨年度に続き増額され、補正予算に計上されております。これは市長の思いが着々と実現に向かってきているあかしであり、市民に期待する補正予算となっております。

母子福祉費では、女性が一人で子供を養育していくことは困難となった場合に、子供と一緒に入所でき、自立支援を受けられる母子生活支援施設入居者が当初の見込みより増加したための増額、障害児通所支援費では障害のある就学児向けの学童保育、放課後等児童デイサービスの利用増加による増額で、どれもが必要な補正予算となっております。

以上の理由によって、今回の平成28年度愛西市一般会計補正予算について賛成討論といたします。今後も行政改革をさらに推進され、持続可能な愛西市づくりのため、さまざまな事業の見直しが行われることと思いますが、あくまでも市民の意見を反映していける行政に期待をしております。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、障害者の福祉サービスの利用増加、障害者総合支援給付費増額、また県営事業の追加に伴う負担金として湛水防除事業、地盤沈下対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業の増額、また愛知県企業庁による愛西佐織地区南河田工業用地の計画変更に伴い工事請負費が増額、この企業誘致事業を成功させるため、また障害者の方々が、またそれに農用地の農地管理等の予算化であるので、今回の議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算の賛成討論とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

次に、8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

それでは、議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場でお話をさせていただきますが、まず都市計画費で何点か問題があり、そもそも当初計画で住民との合意形成がなされ、その時点でこの工業団地造成が決定されたものだと思っておりましたところ、道路測量設計委託料が出たときに戸惑っているところでもありますが、また排水路つけかえ工事と同様、県が住民と合意形成のもと計画をなされたものが、また住民との合意形成のもと計画変更が出されたことに戸惑っておるところでもございますが、先ほど来から出ている費用については、本来県の負担であるということも私は思うところでもございますが、県は税というものをどう考えているのか私は不思議で仕方ありません。

この計画変更による無駄の費用を、負担の責任というものを真剣に捉えていただきたいものと感じるところでもございます。これも同じく市も同様でございます。責任と役割を考え、事業が行われなければならないと思っております。しかし、この事業、言葉は悪いがもう少し真剣味を持った事業計画をなされること、この事業について一番大切なことは、愛西市の住民の皆さんのための事業であること、問題と無駄のないよう対策をし、ぜひがとも成功させなければなりません。安価でより最大の効果を出すよう要望し、賛成といたします。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第65号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第66号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第15・議案第66号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第67号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第16・議案第67号：平成28年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第68号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第17・議案第68号：平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第69号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第18・議案第69号：平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第69号、愛西市公共下水道事業特別会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

今回の4億円の繰越明許については、国庫支出金が増額され、ほぼ予算どおりの建設工事が可能となったが、今年度中には終わらないため、繰越明許として補正予算が組まれたものであります。国庫支出金の増額イコール市債の増額となります。

もともと公共下水道事業は多額な費用を投資することになり、今後は更新のための費用もかかることが明らかになっておるところでもあります。今後、コミュニティ・プラントや農業集落排水施設と融合したハイブリッドな下水事業の計画をしていくときと考えておる次第であります。

以上の点で、公共下水道は大型事業となり、起債による負担も大きい、この事業の見直しを求めて反対いたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第69号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・請願第1号及び日程第20・請願第2号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第19・請願第1号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について並びに日程第20・請願第2号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○11番（河合克平君）

では、請願第1号、2号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

そもそもこの請願は、年金制度について改善を求める意見書を愛西市の議会として決議し、国に対し送付を求めるものであります。

請願は日本国憲法により国民に保障された権利であります。請願法は、請願を受理し誠実に処理しなければならないとも定めておるところであります。愛西市民が、愛西市議会に対し意見書を決議し、国に送付を求める本請願については、ぜひとも皆さんの賛成をしていただき、送付をいただきたいということを強く求めるものであります。

高齢者の貧困がより深刻な事態となっております。ある方は2カ月間に1回4万円と、遺族年金が3万円、2カ月で7万円を生活をしている。さまざまな理由があって生活保護は受けられない、消費税は上がって、物価が上がって、健康保険料や介護保険料も上がって、一層年金が目減りしている、生きていくのも大変、死んだ方がましというふうに話してみえました。貧困な状態を後押しし、貧困を一層進める年金制度の改悪が進められています。

請願項目は、高齢者の生存権を守るための年金制度の改善を求める内容であります。2カ月に1回の支給を毎月にすること、100年間の収入を固定し、100年間の支給を続けるため、これから30年かけて年金金額を削減していく、そういうマクロ経済スライドを即時に廃止をすべき内容である。最低保障年金を創設し、支給年齢を引き上げないこと。そういった意見書を愛西市議会において決議し国に送付することは、愛西市の市民の総意であるのではないかと確信をしているところであります。

将来の年金について不安と不満は、それを支える若者の不信感となっております。社会保障のためと消費税が引き上げられてから、社会保障費に対する財源がつけかえられるだけで、社会保障費の削減は一層進んでおるところであります。消費税による増税分は、社会保障費を増額すべきであるが、実際に社会保障の充実として使われたのは、5兆円のうち10分の1程度であるのが現実であります。国の予算において増額されているのは、公共事業関連費と防衛費が顕著な増額となっております。

税金の使い方を社会保障の充実、そのために使うことに変え、個人の懐を暖めてこそ真の内需拡大につながるのではないのでしょうか。特に年金は削減するのではなく、最低保障を行い、減らない年金制度の確立のために国庫負担金の増額を行うことが必要と考えます。

以上の点で、この意見書を決議し、ぜひとも国に送付をいただけるようそれを求め、本請願に賛成といたします。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に反対討論の発言を許します。

最初に、12番・島田浩議員、どうぞ。

### ○12番（島田 浩君）

請願第1号、2号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について、反対の立場で討論をします。

現行の年金制度は、マクロ経済スライドを採用しています。この制度は長期的な給付と負担のバランス、若年者の負担や国庫負担を考慮し、将来にわたって年金制度を安定させ、維持し続けるために導入されたものです。

年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めることについては、コストの増加に伴う財源の確保が課題であります。全額国庫負担の最低保障年金制度を早急を実現することについては、最低保障年金制度は年金制度の本来の意義を鑑み、相応の理由があったとしても、保険料が未納であった人と保険料を納付してきた人が同様に年金を受給できることは公平性の点でも課題があり、またその財源確保においても課題があることから慎重に考えていく必要があると思います。

年金支給開始年齢をこれ以上上げないことについては、この先、少子・高齢化、長寿命化が急速に進むことが予想され、支給開始年齢の変更は年金制度を維持させていくためにはやむを得ない措置であると言えます。その対処として、開始年齢に応じた高齢者の就労環境を整えている現状でもあります。

今回の請願事項には、給付要件、つまり支払いをする出の部分についてのみであり、社会環境の変化、特に少子・高齢化である以上、マクロ経済スライドの導入をせず、給付水準が上昇し続ければ破綻をいたします。給付を上げて、上げ続けるのであれば、現役世代の保険料を上げ、税金も投入する必要があります。このことにより若者の負担が大きくなり過ぎることになり、世代間の不公平感も拡大していきます。若者の年金離れ、年金保険料の未納の拡大が一層懸念されます。

公的年金というものは、老後の所得保障の大きな柱には違いありませんが、そもそも生活の全てを保障するものではありません。年金は保険である以上、自己責任が大原則です。保険料納付が少なければ、受け取る金額も少なくなるのは当然のことです。

若者や現役世代を初め、年金受給者も納得できる恒久的な年金制度にしていくには、マクロ経済スライド制度そのものに問題があると思いません。持続可能な年金制度にするための手法であると考えます。

以上の理由により、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願については反対いたします。

### ○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、採決に入ります。

採決は個々に行います。

最初に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決定いたします。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号につきましては、先ほど採決をいたしました請願第1号と同一趣旨でございますので、みなし不採択といたします。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、請願第2号はみなし不採択といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・請願第3号及び日程第22・請願第4号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第21・請願第3号：年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願について並びに日程第22・請願第4号：年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、請願第3、4号：年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願についてに対して討論をいたします。

この請願は、年金積立金管理運営独立法人の年金運用についての改善を求める意見書を愛西市の議会として決議し、国に対し送付することを求めるものであります。

何度も言いますが、請願は日本国憲法により国民に保障された権利であります。請願法は、請願を受理し誠実に処理しなければならないとも定めておるところであります。愛西市民が、愛西市議会に対し意見書を決議し、国に送付を求める本請願について、賛成の立場で討論をいたします。

年金積立金は給付の財源になるもので、積立金が減少すれば現役世代の保険料の負担の増加、支給の削減となることは安倍首相が国会での答弁で認めていることでも明らかであります。年金積立金の運用は現に厳格に管理されなければなりません。安倍政権になってから株式運用の枠を倍に広げ、リスクをより広げているのが現状であります。株式運用を制限することにより、リスクヘッジを行っていくことが今必要ではないでしょうか。

また、企業は、年々拡大している非正規労働者を正規労働者として雇い入れ、社会保険制度への加入を促進し、若者が安心して将来を迎えられるよう年金の制度の改善を行うことも必要であります。下流老人と言われる貧困層の高齢者が多くなっている中、最低保障年金は直ちに

創設することも必要であります。財源についてはいろいろな見解がありますが、社会保障のためと消費税が引き上げられてから社会保障費に対する財源がつけかえるだけ、これは何度も言いますが、社会保障費の削減は一層進んでいるのが現状であります。これは市の決算審議の中でも財源がつけかわるだけだという状況もありました。

消費税の増減分については、社会保障費を増加させるべきだというふうに思われておりますが、実際に充実分として使われたのは10分の1程度であります。せめて消費税増税分を社会保障の充実に回してほしいというのは国民市民の願いであり、実現可能なことと考える次第です。年金積立金の厳格な管理を行い、適切なポートフォリオをつくることは急務であり、働き方を変えること、税金の使い方を変えることによって個人の懐を暖める真の内需拡大が必要であります。

以上のことから、意見書を採択し国に送付することを愛西市の議会に求め、請願に賛成いたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、採決に入ります。

採決は個々に行います。

最初に、請願第3号を採決いたします。

請願第3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決定いたします。

次に、請願第4号を採決いたします。

請願第4号につきましては、先ほど採決をいたしました請願第3号と同一趣旨でございますので、みなし不採択といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第4号はみなし不採択といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・請願第5号及び日程第24・請願第6号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第23・請願第5号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願について並びに日程第24・請願第6号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

### ○ 1 1 番（河合克平君）

では、請願第 5、6 号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願についてについて、討論いたします。

この請願は、後期高齢者保険制度の保険料の軽減特例の継続を求めるという意見書を愛西市の議会として決議し、国に対し送付を求めるという内容の請願であります。

請願は日本国憲法により国民に保障された権利であります。請願法は、請願を受理し誠実に処理しなければならないと定めているところでもあります。

今回の後期高齢者の保険料の軽減特例をなくすことによって、最大で月 380 円程度の保険料が 3,800 円と 10 倍になります。国庫負担金によって賄ってきた制度であります。高齢者の貧困な状況を一層進めることになるのではないのでしょうか。

国の予算措置は、平成 28 年度では 945 億円ですが、消費税増税分の 50 分の 1 にすぎません。2% 程度にすぎません。財源についてはさまざまな考え方がありますがけれども、全額社会保障費にと値上げをした消費税は一体どうなったのかということをおっしゃるを得ないのではないのでしょうか。

以上のことから、75 歳以上の高齢者の保険料負担の軽減措置は継続できるし、継続しなければならないと考えるところです。よって、後期高齢者保険制度の保険料の軽減特例の継続を求める、恒久化を求める意見書を愛西市の議会として決議し、国に送付をしてほしい、その請願に賛成をいたします。以上です。

### ○ 議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

最初に、3 番・近藤武議員、どうぞ。

### ○ 3 番（近藤 武君）

それでは、請願第 5、6 号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この提案の部分に書かれておりますが、後期高齢者医療制度は、改定のたびに引き上げられる保険料と、病院での窓口負担を増加し、年金が切り下げられる中で高齢者の生活を圧迫しているという苦しい部分というのは理解できるころではありますが、後期高齢者医療の特例、医療費自体、自己負担分を除いて 5 割が税金、4 割が若年者の加入する保険者からの支援金、残りの約 1 割は後期高齢者の保険料により賄われるものとされており、その 1 割の保険料に軽減制度で今税金が投入されております。

後期高齢者医療の特例軽減であります。制度移行に対し激変緩和を考慮し、当初期限を設けておりましたが、現時点では無期限に近い状態です。また、この制度開始の 2008 年から 2016 年までの特例部分ではありますが、累計で 7,200 億円を超える国費を投入している現状もあります。



今回の保険料軽減特例は、先ほどにも申しましたように、軽減制度をさらに上乘せし税金を投入するものであり、この特例を恒久的な制度とすることに対し、納税者、若年者の納得が得られるものかどうかというものに対して疑問が残るところであります。国としても、少子・高齢化が進む中、社会保障制度全体について、それぞれの制度の存続、運用に対し、財源を含め慎重に方向性を出そうとしていると考えております。

今回、この請願書において求められている国への意見書の提出については、愛知県後期高齢者医療広域連合より平成27年2月に意見書が既に提出され、後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直しを行わず、国による財源確保の上、恒久的な制度とするよう求めている現状もあります。また、平成26年11月には、全国後期高齢者医療広域連絡協議会により、厚生労働省に対し、保険料については高齢者の生活環境を十分に把握した上で、保険料負担の軽減などを設定するとともに、保険料の見直しに当たっても過度の負担や急激な変化とならないようにとの要望書が既に提出され、愛知県後期高齢者医療広域連合では、その要望書作成時の要望事項として保険料軽減特例の恒久的な制度とするよう求めているところでもあります。

以上のように、本市において既に加盟団体を通じてさまざまな要望を行っている状況であります。今後、国・県との動向を見据える意味でも、本市独自で意見書を提出する状況にはないと私自身今考えておりますので、反対討論とさせていただきます。

**○議長（大島一郎君）**

それでは、他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、採決に入ります。

採決は個々に行います。

最初に、請願第5号を採決いたします。

請願第5号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第5号は不採択と決定いたします。

次に、請願第6号を採決いたします。

請願第6号につきましては、先ほど採決いたしました請願第5号と同一趣旨でございますので、みなし不採択といたします。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、請願第6号はみなし不採択といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・意見書案第8号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第25・意見書案第8号：地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○20番（大宮吉満君）

意見書案第8号の提案説明をさせていただきます。

平成28年12月22日、愛西市議会議長・大島一郎殿、提出者は私、大宮吉満であります。

賛成者は、愛西市議会議員、大野則男、竹村仁司、島田浩、石崎たか子議員であります。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により提出するものであります。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）でございます。

内容につきましては、国民の幅広い層から政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣殿であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、意見書案第8号について、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第8号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第8号について、討論を行います。

意見の方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

○2番（吉川三津子君）

この地方議会議員の厚生年金の加入を求める意見書について、反対の立場でちょっと意見を述べさせていただきたいと思っております。

意見書提出については、県下の自治体でも議会運営委員会で話し合わせ、却下された自治体がかなりあります。これは事前に調査をさせていただきました。私は、かつての議員年金廃止に賛成をしてまいりました。廃止された今でもかつての議員の方々への年金の支払いの負担を市町村財政が担っていただいているのが現状であります。

私たち議員は、議員のほかに別の仕事を持つことも許されており、この議員の方々の中にも

厚生年金に加入をされている方もあるでしょうし、そうでない方は国民年金となっているわけでございます。国民年金で暮らしていけないというのであれば、現在国民年金に加入している方々のことをどう考えるのでしょうか。ならば、国民年金制度の改革に努力をすべきではないのでしょうか。私は議員が厚生年金に加入をすると、半分が市町村自治体が負担することになり、ほかの自治体の今回の議会の中で協議されている話を聞きましたが、年間3,500万から4,000万かかるよという答弁もあったと聞いております。

非常勤である私たち議員が厚生年金に加入をすることの意味を考えた場合、常勤になるということをお認めることにもつながると私は考えております。月曜から金曜まで、この庁舎内で議員としての仕事をするのでしょうか。後援会活動はどうするのでしょうか。そんなことを考えた場合、こういったことを進めてよいのか大変疑問に感じているわけであります。

私は、そもそも市民の皆さんの生活が多様化して格差社会となった中、働きながら議員ができる地方議会を目指しています。議員報酬は安くてもいい、でも議員の定数は多く、そんな議会を目指しています。すぐが変わるといのは大変難しいわけですが、議員の役割、議会の役割を見直ししながら、さまざまな立場の人がこの議会で発言できる、そんな地方議会を望んでいるわけです。そして、厚生年金加入制度を設けたならば、候補者がふえるのかと考えた場合、私は決してふえないだろう。政治的な信頼が回復されない限り、この議員になってくださる人材というのはふえていかない。もっと魅力的な議会にならなければ、そういった状況にはならないというふうに思っています。

今、今議会でも若者も高齢者も安心できる年金制度を求める請願が否決されました。今の年金では私たち議員が暮らしていけないから、国民年金から厚生年金に乗りかえたい、そんな身勝手なことを私は決めていいのか、大変今回の意見書には疑問を感じております。

よって、議員年金よりもさらにこの市の財政に負担をかける厚生年金加入を求める意見書提出には反対といたします。

○議長（大島一郎君）

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

意見書案第8号：地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書につきまして、議員の老後の生活保障として、国会では年金カット法が可決され、ますます年金額が減っていく状況であり、国民年金だけでは不安であります。市議会議員として、専任として、仕事をしている方にとっては望まれる制度であると考えます。しかし、議員の中には自営業の方も見えます。またサラリーマン等の方も見えます。兼業の方も見えます。休職扱いで厚生年金部分を自分でかけてみえる方も見えます。そういう状況の中で、先日中日新聞11月19日ですが、議員年金廃止後も公費負担、愛知県6年で12億円超という報道もあります。議員に対する公費負担については、まだ市民の厳しい目があります。

そういう点から、議員の厚生年金加入については必要性はあるとは思いますが、現時点では賛成できるものではありません。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方は。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・意見書案第9号から日程第28・意見書案第11号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第26・意見書案第9号：保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書についてから日程第28・意見書案第11号：地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書についてまでを一括議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○10番（真野和久君）

それでは、3つの意見書について一括して説明を行います。

最初に、保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書の説明を行います。

意見書案第9号、平成28年12月22日、愛西市議会議長・大島一郎殿、福祉消防委員会委員長・真野和久。

保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書について。

保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

はねていただきまして、保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書（案）でございます。

内容については、保育士不足は深刻になっており、保育士の欠員は常態化し、保育士の労働をますます過密にし、施設運営を困難にしています。このような状況の中で、安心して子供を預けられるようにするため、保育士不足を解消し、保育士が働き続けることができるよう賃金と配置基準を改善することを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当（少子化対策）大臣であります。

以上、よろしく願いいたします。

次に、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書の説明です。

意見書案第10号、平成28年12月22日、愛西市議会議長・大島一郎殿、福祉消防委員会委員長・真野和久。

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書について。

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

はねていただきまして、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書（案）でございます。

内容につきましては、次の事項について措置を講ずるよう強く要望するものです。

1. 福祉医療制度（子供・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充すること。
2. 障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げること。
3. 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすること。当面、ひとり暮らしの非課税高齢者など後期高齢者医療費給付制度の対象を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、愛知県知事であります。

以上、よろしく申し上げます。

次に、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の説明です。

意見書案第11号、平成28年12月22日、愛西市議会議長・大島一郎殿、福祉消防委員会委員長・真野和久。

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書について。

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

はねていただきまして、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）です。

内容につきましては、地域の実情に応じた医療提供体制の確保は、地域住民の命と健康を守り、安心して生活するための最重要課題であり、国は都道府県が策定する地域医療構想が地域の医療を破壊することなく地域の実情や要望に応じた内容となるよう、推定方式の抜本的な見直しを行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣であります。

以上、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、意見書案第9号から意見書案第11号までを一括議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第9号から意見書案第11号までにつきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第9号から意見書案第11号までの討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決に入ります。

採決は個々に行います。

最初に、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案第9号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案第10号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第10号は原案どおり可決決定といたします。

次に、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

[挙手する者あり]

吉川三津子議員。

○2番（吉川三津子君）

休憩中に、建設文教委員会の報告で誤りがあるというようなお話がちょっと出ておりましたが、今日中に訂正がないと訂正ができなくなりますが、訂正はないという判断になっているのでしょうか。確認だけお願いしたいと思います。

○議長（大島一郎君）

暫時休憩します。

午後0時21分 休憩

午後0時21分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

○建設文教委員長（鷲野聰明君）

答弁します。建設文教委員会の、今の吉川議員の説明です。平成18年9月から指定管理の継続ですという内容です。多々質疑はあったわけですが、その中で主な質疑ということで一例といいますか、1項目を述べたわけですが、全員の意見というか、質疑を述べたわけではないものですから、この内容で訂正はありません。以上です。

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

平成28年12月愛西市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月29日よりお願いをいたしておりました本定例会でございますが、議員各位におかれましてはいずれの議案に対しましても、慎重かつ活発な議論をいただき、また本日御議決をいただきましてまことにありがとうございました。

一般質問、議案質疑等においていただきました御意見、御質問、御指摘につきましては、今後の市政運営に生かしていきたいというふうに考えております。

現在、平成29年度当初予算編成作業を進めておりますけれども、厳しい市政運営が予想されております。今後も持続可能な行政運営を目指し、各種計画の策定や計画の推進など順次進めていきたいと考えております。

さて、師走に入りまして忙しい日々が続く、また、寒暖の差も一段と厳しくなっております。議員各位におかれましては、体調に十分に気をつけていただき、よき新年をお迎えになられますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

これにて平成28年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時24分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

大島一郎

会議録署名議員
第7番議員

山岡幹雄

会議録署名議員
第8番議員

大野則男